31年度 公文書開示(8月決定分)

01	<u>+12</u>	Z A)	で一川小	(8月決定分)			決定	'区分	\		(根	拁共	見定)	条件	例フ	条		
月整理番号		請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数				存	1 号	2 号						9 非開示理由等	所管局部課等
1	R	1. 7. 25	R1. 8. 1	東京都市計画運河 古川の計画区域線の開示(住所:東京都港区〇〇)	1	1											_	都市整備局 都市基盤部 調整課
2	F	R1. 6. 4	R1.8.2	(1) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合の審査委員氏名等届出書について(港区) (2) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合理事長氏名等届出書について (3) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合の設立認可に関するプレス発表について (4) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合の設立認可にのいて (5) 三田三・四丁目地区市街地再開発組合の設立認可に係る事業計画の縦覧依頼及び意見照会について	*		1				1			1			(7条第2号) (個人の氏名、法人名及びその住所、生年月日、本籍地・住所、学歴・職を発生、動務・業務実績、所属及び役職、会議の等、個人人が識別する情報のただし、理事長の氏名及び住所、生年月日はない。個人の情報であるため、公にすることにより、大きの機力を信託を表して、公にすることをできる。 (1) 大きのでは、一般では、公にすることをできる。 (2) 大きのでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他	都街開 市地整 備 局 市 再

						決定	定区:	分		(:	根拠	規定))条	例 7	条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	2号号	3 号 -	4 5号号	5 6号号	7号	8号:	9 非開示理由等	所管局部課等
3	R1. 6. 4	R1. 8. 2	港区「三田三・四丁目地区市街地再開発事業」に係る一切の資料(準備組合設立、都市計画決定も含む)					1								当該公文書は、東京都文書管理規則第2条第17号に規定する資料文書に該当し、準備組合の設立及び港区による都市計画決定(平成29年9月)が行われた後は、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして、保存期間の満了により廃棄している。 このため、開示請求に係る公文書について、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。	都市整備局市 街地整備部再 開発課
4	R1. 8. 1	R1. 8. 5	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和元年7月31日現在)	*	1											_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
5	R1. 8. 1	R1. 8. 5	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書各一式(平成28年7月10日・平成30年9月21日許可) ・変更届出書一式(平成30年8月28日受付) ・決算変更届出書各一式(第58・59・60・61・62期)	170		1						1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
6	R1. 8. 1	R1. 8. 5	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成28年12月5日許可) ・決算変更届出書各一式(第41・42・43・44・45期)	138		1						1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
7	R1. 8. 1	R1. 8. 5	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成29年2月24日許可) ・決算変更届出書各一式(第40・41・42・43・44期)	143		1						1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
8	R1. 7. 30	R1. 8. 5	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材 の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳 (令和元年7月16日から令和元年7月29日までの受付分) (東京都情報公開 条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1											_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
9	R1. 8. 5	R1. 8. 6	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成28年12月10日許可)	15		1						1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
10	R1. 7. 5	R1. 8. 7	特定建築者の募集要領(東京都市計画事業大橋地区第二種市街地再開発事業(1-1棟))別紙6「大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書(案)」	8	1											_	都市整備局市 街地整備部再 開発課
11	R1. 7. 5	R1. 8. 7	(1) 大橋地区第二種市街地再開発事業 1 - 1 棟建築敷地の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書 (2) 大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書 (3) 大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書の変更について (4) 大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書の変更(第2回)について (5) 大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書の変更(第2回)について (5) 大橋地区1-1棟に係る特定建築者の業務に関する基本協定書の変更(第3回)について	20		1						1				(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市 街地整備部再 開発課
12	R1. 6. 13	R1. 8. 8	選手村 敷地譲渡契約上のスライド条項のスキーム案について	1	1												都市整備局市 街地整備部再 開発課

						決	定区	区分			(根	拠規	(定)	条	例 7	7条			
月 至 元 元	子名里香豆	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開新開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号:	2 3 号	3 4号号	5号号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	3	R1. 8. 1	R1. 8. 8	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和元年8月1日現在)	*	1												_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
1	4 F	21. 6. 12	R1. 8. 9	(1)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-3街区) (2)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-4街区) (3)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-5街区) (4)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-6街区) (5)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-7街区) (6)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の敷地譲渡契約の締結について(協議)(28都市整再第516号) (7)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-5街区及び5-6街区)第22条に基づく協議について(回答)(30都市整再第563号)(8)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5-4街区・5-5街区・5-6街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書(9)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5-4街区・5-5街区・5-6街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書の締結について(協議)(31都市整再第107号)(10)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-3街区、5-4街区、5-5街区及び5-6街区)における特定施設建築物の完了公告について(協議)(31都市整再第107号)(11)晴海五丁目西地区5-3街区及び晴海五丁目西地区5-4街区の完了公告の取扱い等に関する覚書(12)晴海五丁目西地区5-5街区及び晴海五丁目西地区5-6街区の完了公告の取扱い等に関する覚書(13)晴海五丁目西地区(5-3街区及び5-6街区)の完了公告の取扱い等に関する覚書の締結について(回答)	*	1					1	1						(7条3号) 契約保証金の充当金額の各構成会社への配分額並びにグループ構成員の特定施設建築物敷地共有持分割合及び敷地譲渡金額の負担割合、グループ構成員の特定施設建築物建築工事の出資割合は、未公開の内部管理上の情報であるため、公にすることによって応募者の事業活動上の地位が損なわれるためまた、販売経費率は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
1	5	R1. 8. 1	R1. 8. 9	武蔵村山市〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書に関する協定図、現況図現況写真、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	3	1												_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
1	6	R1. 8. 9	R1. 8. 15	次の公文書。ただし、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する非開示情報を除く。 ① 昭和41年2月16日第145回東京都市計画地方審議会速記録 ② 昭和41年4月22日第146回東京都市計画地方審議会議事録 ③ 昭和41年5月4日第147回東京都市計画地方審議会議事録 ④ 昭和41年5月18日第148回東京都市計画地方審議会議事録 ⑤ 昭和41年8月10日第150回東京都市計画地方審議会議事録	*	1												_	都市整備局都 市づくり政策 部都市計画課
1	7 F	R1. 8. 13	R1. 8. 15	東京都市計画河川古川計画図の計画区域線の開示(住所:東京都港区〇〇)	1	1												_	都市整備局 都市基盤部 調整課

					決	定区	区分			(相	初表	規定	·) 4	€例:	7条	•		
月整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部示開示			存	1 号								非開示理由等	所管局部課等
18	R1. 8. 8	R1. 8. 15	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年7月1日から7月31日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	6	1												_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第三課
19	R1. 6. 18	R1. 8. 16	次の公文書(東京都及び各局ホームページ上で公開されている文書を除く。) ・築地再開発の検討に係る業務委託報告書(平成30年3月) ・東京魚市場卸協同組合への説明・意見交換の状況 ・民間事業者ヒアリングの実施日時及び議事概要	*	1												_	都市づくり政 策部土地利用 計画課
20	R1. 6. 18	R1. 8. 16	次の公文書(東京都及び各局ホームページ上で公開されている文書を除 く。) ・築地再開発の検討に係る業務委託(その3)報告書(平成31年3月)	*	1							1					(7条5号)建築施設(想定建築施設を含む。)に関する情報のうち、指定容積率以外の容積率、床面積、建築面積、建物高さ、建物用途、階数、規模、建物配置、これらを説明するための具体化を図る上での検討途上の資料である。 これらの資料は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であっているの資料は、都の機関の内部における審議・検討に関決であるにすることに表して、公にすることに表して、知道を担じされがのには、本当に担いてあってに損なわれるおとれ、不当に和益を及ぼすおそれがあるため、(7条6号)また、上記の資料がのように提案がありまた。上記の資料がのように提案があるものとなり、また、上記の資料がのように提案があるものとなり、また、上記の資料がのようにより、また活乱を生り、またが当該資料の内容で素者募集後の企画提案があり、等資料の内容で表別である情報は、将来的な等資料となどした結果、支障を及不動資料とのは、将来の機後都がままるの、17条6号)対象地周視拠等資料とのは、将来を機後の企業を表別である。が独した。とにより、の根拠等であるものになるがあままれがある。また、に関するに対した結果、のであに対した結果を変した。ことにより、のようなが、対したものは、であにより、の事業を表別が公にされるがあままれが、ままなどした結果、のでは、である。また、に関する情報が公にさいよりなにさいよりなにさいまりな情報が公にさいまりない。このような情報が公にさいよりなにきなくなるなど、事業の検討に下支障を及ぼすおそれがある。	都市が土地利用

						決定	包含	分			(相	拠	見定) {	€例	7 弇	ŧ		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1 号:	2号-	3号号	4 号	5 号	6 · 두	7 8 등 두	9号号	非開示理由等	所管局部課等
21	R1. 6. 18	R1. 8. 16	(1) 築地再開発について寄せられたパブリックコメント以外の主な意見 (2) 東京魚市場卸協同組合への説明・意見交換の状況 (3) 民間事業者とアリングの実施日時及び議事概要 (4) 30都市政土第304号 「築地まちづくり庁内検討会設置要綱」の制定について (5) 30都市政土第428号 「築地まちづくり検討委員会設置要綱」の制定について (6) 30都市政土第1198号 築地まちづくり方針 (素案)のパブリックコメントの実施等について (7) 30都市政土第1198号 築地まちづくり方針 (素案) のパブリックコメントの実施等について (7) 30都市政土第1528号 築地まちづくり方針 (素案) に係る意見公募に寄せられた意見及び都の考え方の公表について (8) 30都市政土第1528号 (平成30年6月11日) 袋地まちづくり庁内検討会(第1回)次第 (10) 会議等議事要旨記録票 (平成30年6月11日) 築地まちづくり庁内検討会(第1回)次第 資料1 築地まちづくりの大きな視点について (概要) 資料2 - 2 築地まちづくりの大きな視点 (11) 会議等議事書記録票 (第1回)次第 (第2-2 築地まちづくりの大きな視点 (11) 会議等議事書記録票 (第2回)次第 資料1 写地まちづくり方針」の構成イメージ (案) 資料3 「まちづくり方針」の構成イメージ (案) 資料3 「まちづくり方針」の構成イメージ (案) 資料5 「まちづくり方針」の構成イメージ (案) 資料5 「まちづくり方針」都市基盤施設の方針 (道路アクセス) 資料6 「まちづくり方針」財幣的な整備の方針 (12) 会議等議事要旨記録票 (第3回)次第 (第18日) 祭地まちづくり方針」財幣的な整備の方針 (12) 会議等議事 (第3回)次第 (第18日) 祭地まちづくり方針」土地利用の方針	*	1														都市づくり利用計画課

						決定	区分			(根拠	U規2	定) :	条例	7条	<u> </u>		
月整理 請 才番号	求日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	存否応答拒否	1 2号号	3号号	4号	5号:	6 元 号 元	/ 8 号 号	3 9 등 등	9 非開示理由等	所管局部課等
21			(13) 会議等議事要旨記録票(平成30年10月1日) 築地まちづくり検討委員会(第2回)次第 資料1「まちづくり方針」都市基盤施設の方針(歩行者ネットワーク) 資料2「まちづくり方針」土地利用の方針 (14)会議等議事要旨記録票(平成30年11月20日) 築地まちづくり方針の検討会(第4回)次第 資料1 「築地ま者と同り次第 資料2 民間事業事と同様を(12月5日) 築地まちづくり検討会(第4回)次第 (15)会議等書を目記録に係る12月4日)次第 資料1 「築地ま者と同様ので表表方」 資料2 (15)会議等表表のの考え方」 資料4 「築地地区土地利開イメージ(資料3 想定するくり方針・録主の方針・等集要項で示す事項のイメージ 資料3 想定するくりお針・録事集要項で示す事項のイメージ 資料4 まち講事対計会会に係る12月10日) 築地まちづくりお針・録に不成30年12月10日) 築地まちづくりお計録会に係る12月4日)次第 資料1 「築地地区連入場所で示す事項のイメージ 資料2 築地地区通過機能イメージ 資料3 想定するり方針に要素の表 資料3 想定する導入機能イメージ 資料4 集ちづくり方針・募集要項で示す事項のイメージ 資料3 想定する導入機能イメージ 資料3 想定する導入機能イメージ 資料4 (第5回)次第 まちづくり方針を表別方針に表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別を表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表														

					決	定区	☑分		((根拠	規規	包)	条例	7条	ر		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新開示		不存在	存否応答拒否								非開示理由等	所管局部課等
21			(19) 会議等議事要旨記録票(平成31年1月21日) 築地まちづくり方針(素案) 食文化等について 「築地まちづくり方針」原案からの主な修正内容 ウェルネス記載箇所 (20) 会議等議事要旨記録票(平成31年1月22日) 築地まちづくり方針(素案) 食文化等について 「築地まちづくり方針」原案からの主な修正内容 ウェルネス記載箇所 (21) 会議等議事要旨記録票(平成31年3月27日) 築地まちづくり方針(素案)」パブリックコメント概要 築地まちづくり方針(素案)に係る意見公募に寄せられた意見及び都の考え方 関係局長会議資料 (22) 会議等事要旨記録票(平成31年3月28日) 築地まちづくり方針(素案)」パブリックコメント概要 築地まちづくり方針(素案)」パブリックコメント概要 築地まちづくり方針(素案)」パブリックコメント概要 築地まちづくり方針(素案)に係る意見公募に寄せられた意見及び都の考え方 関係局長会議資料 (23) 築地まちづくり方針(素案)に係るの意見公募に寄せられた意見及び都の考え方														

							決:	定区	区分)		(:	根拠	ル規	定)	条例	月7:	条		
. · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	色田田	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	: 1 号	2 号	3 号	4 号	5号	6号	7号	8号	9 非開示理由等	所管局部課等
2	2	R1. 6. 18	R1. 8. 16	(1) 築地再開発の検討に係る業務委託(その3)報告書(平成31年3月) (2) 築地再開発の検討に係る業務委託(その4)報告書(平成31年3月) (3)会議等議事要旨記録票(平成30年10月30日)まちづくり方針において今年度示す事項 段階的な整備 (4)会議等議事要旨記録票(平成30年12月21日)築地まちづくり方針(案)のポイント (別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙2)概略比・活動イメージ例(別紙4)段階的開発の進票(平成30年12月21日)築地まちづくり方針(導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙2)概略比・活動イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙3)機能・活動イメージ例(別紙4)段階的開発の進票(平成30年12月25日)築地まちづくり方針(導入と一ジ例(別紙4)段階的開発の進票(平成30年12月25日)築地まちづくり方針(家)のポイント (別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)土地利用・導入機能イメージ(別紙1)共同が開発の進め方	*		1					1	1	1	1	1			(7条2号)住所、氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別ないできるもの又は特定の個人を識別することにより、なお個人の権利利益を書い、法人等のメールアドレス等は、属す宮上の一般であるため、で多3号)法人等のメールアドレス等は、属す宮上の地であられた情報であるには、当該法とにより、公にすることにより、当該法との事事業運営上の地位ががあるといるとにより、当該法とにより、場造等の犯罪行為を容し、(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為をので、(7条4号)印象をでは、公にすることにより、協造等の犯罪行為をでいて、犯罪の予防等施設を達し、とによれがあるため、(7条5号)建築施設を達し、といるの資本といる。といるのでは、公にするによりの異する情報のの法に対しての資料である。これらの資料に係るまでの場合とは、都の機関の内部におけるを生じまでのおおるの資料である。これらの資料に、都の機関の内部におけるを生じまでのおおるのでは、公にすることにより、といるとにより、では関する情報は、表して、公に対することにより、とにより、といるの資料が公とした。これが当までは、本のには、本のには、本のには、本のには、本のには、本のには、本のには、本のに	都市が土地り利用

					決	定区	公分			(根:	拠規	定)	条例	7条			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名 枚 数	厚	開新開示			存否応答拒否	1 2号	: 3 등 등	3 4 号	5号	6 号	7 8号号	9号	非開示理由等	所管局部課等
22			(7) 会議等議事要旨記録票 (平成31年1月16日)														

						決	定区	分		(:	根拠	児規定	<u> </u>	条例で	7条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	2号	3号	4号	5 号 :	6 7 号	8 号	9 非開示理由等	所管局部課等
23	R1. 7. 10	R1. 8. 19	・国立霞ヶ丘競技場建替え、〇〇建替えについて(平成24年1月10日) ・神宮外苑再整備の想定スケジュール(平成24年4月27日) ・神宮外苑の再整備(案)(平成24年5月15日) ・地区計画等の区域設定について(案)(平成24年9月28日) ・神宮外苑地区における今後の土地利用転換について(案)(平成26年3月31日) ・都が考える神宮外苑のまちづくり(案)(平成26年6月12日)	17		1					1	1		1			都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課
24	R1. 8. 5	R1. 8. 19	(1)分納計画書 (2)(1)に付随して各契約者から提出された分納に関する疎明資料 (3)決算報告書 (4)貸借対照表 (5)損益計算書 (6)製造原価報告書 (7)株主資本等変動計算書 (8)個別注記表 (9)財産目録 (10)預貯金等の内訳書 (11)売掛金(未収入金)の内訳書 (12)買掛金(未払金・未払費用)の内訳書 (12)買掛金(未払金・未払費用)の内訳書 (13)借入金及び支払利子の内訳書 (14)売上高等の事業所別の内訳書 (15)役員報酬手当等及び人件費の内訳書 (16)地代家賃等の内訳書 (17)雑益・雑損失等の内訳書 (17)雑益・雑損失等の内訳書 (18)税務代理権限証書 (19)勘定科目内訳書	80		1					1	1				(7条3号) 氏名、住所、契約者名、街区・部屋番号、未納金額合計及び内訳(元金・利子)、納入金額合計及び納入予定額、個人及び法人の財務状況や事業運営等がわかる記述は、当該法人等の財務状況や属性を示す情報であるとともに、法人の内部管理に属する情報であり、これを公にすることにより、取引等の支障となり当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため(7条4号) 債務者署名、債務者印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れがあるため	第二市街地整備事務所管理課
25	R1. 8. 7	R1. 8. 19	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類・決算変更届出書各一式(第44・45・46期)	*		1						1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
26	R1. 8. 9	R1. 8. 19	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成30年2月27日許可) ・決算変更届出書一式(第21期)	58		1						1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
27	R1. 8. 9	R1. 8. 19	建設業許可業者名簿(東京都知事許可 令和元年7月分)	*	1											_	都市整備局市 街地建築部建 設業課
28	R1. 8. 13	R1. 8. 19	東京都狛江市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、協定図及び協定承諾書(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1											_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課

						決定	包含	分		(;	根拠規	規定)	条	例 7:	条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非別不不	· 有否成答报名	子奇达等巨55	2号	3号号	4 5号号	6号	7号:	8号.	9 非開示理由等	所管局部課等
29	R1. 8. 8	R1. 8. 22	羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会幹事会(第20回)に係る 次の書類 (1)次第 (2)関係区市の意見概要への回答 (3)具体化協議会で国に伝える都の意見骨子(案) (4)関係区市の議事内容に関する確認表	*	1											_	都市整備局都 市基盤部交通 企画課
30	R1. 8. 13	R1. 8. 22	都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業に伴う権利変換計画の変更申請書(軽微な変更について(届出)を含む。)のうち、直近5件但し、変更理由を、資材及び人件費単価の高騰により施設建築物の建物価額(建築費)の増額に伴う権利床の価額(施設建築敷地に関する権利の価額の概算額/施設建築物に関する権利の価額の概算額)、若しくは清算金の変更が行われたものであり、同一事業において複数回の変更が存在する場合には、当該複数分を纏めて1件とするなお、対象の範囲は、都市再開発法第49条所定の「承認」が完了しているもの					1								都市再開発法施行規則第26条の規定により、権利変換計画の変更の認可を申請しようとする施行者は、権利変換計画のうち変更に係る事項を都知事まで提出しなければならない。また、都市再開発法第72条第4項及び政令の規定並びに任意の報告書提出により、軽微な変更の場合であっても、施行者から変更内容についての報告を受けている。今回の申請において、資材及び人件費単価の高騰を理由とする権利変換計画の変更申請書を確認したが、該当文書は提出されていなかった。従って、当該開示請求に関する公文書は、実施機関では取得しておらず、存在しない。	都市整備局市 街地整備部再 開発課
31	R1. 8. 20	R1. 8. 22	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年7月30日から令和元年8月19日までの受付分) (東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1											_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第一課
32	R1. 8. 22	R1. 8. 23	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第67期)	17		1						1					都市整備局市 街地建築部建 設業課
33	R1. 8. 22	R1. 8. 23	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成26年 1 0月 8 日許可)	37		1						1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 設業課
34	R1. 8. 22	R1. 8. 23	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第10条第1項の規定による届出等における台帳(令和元年7月18日から令和元年8月21日受付分)(東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。)	3	1											_	都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課
35	R1. 8. 22	R1. 8. 28	東京都市計画河川呑川計画図の計画区域線の開示(住所:東京都大田区〇〇)	1	1											_	都市整備局 都市基盤部 調整課
36	R1. 8. 27	R1. 8. 29	東京都市計画河川神田川計画図の計画区域線の開示(住所:中野区〇〇)	1	1											_	都市整備局 都市基盤部 調整課

						決定	区	分		(:	根拠	規定)条	┊例 7	条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非常不	不存在打了	字否芯答拒否	2号号	3号.	4 5号号	5 6 号 号	7号号	8号.	9 非開示理由等	所管局部課等
37	R1. 7. 26	R1. 8. 30	晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5 - 4 街区・5 - 5 街区・5 - 6 街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書	*		1					1	1				(7条3号) 販売経費率は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特定建築者(応募者)の事業活動上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市 街地整備部再 開発課
38	R1. 7. 26	R1. 8. 30	(1)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-3街区) (2)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-4街区) (3)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-5街区) (4)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-6街区) (5)敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-7街区) (6)敷地の譲受希望価額及び資金計画書 (7)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5-4街区・5-5街区・5-6街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書 (8)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業(5-4街区・5-5街区・5-6街区)の敷地譲渡金額の変更に係る算定基準に関する確認書の締結について(協議)(31都市整再第107号)	*		1					1	1				(7条3号) 敷地の譲受希望価額・㎡単価(5-4街区を除く。)、一般分譲収入(5-4 街区、5-5街区板状棟、5-6街区板状棟を除く。)、賃貸住宅等売却収 入、店舗部分売却収入(5-4街区を除く。)、環境対策補助金(資金計画 見込額)(5-4・5-5・5-6街区、5-4街区、5-5街区板状棟、5-5街区超高 層棟、5-6街区板状棟、5-6街区超高層棟を除く。)、用地費(敷地譲受 価格)(5-4街区を除く。)、建築工事費(5-4街区を除く。)、設計・ 工事監理費(5-4街区を除く。)、環境性能・エネルギー関係費、付帯建 築工事費、追加工事費、販売経費、公租公課、支払金利、事業経費、収 入合計(5-4街区を除く。)、支出合計(5-4街区を除く。)、販売経費 率は、特定建築者(応募者)の保有する販売上の情報であり、ノウハウ を公にすることにより、今後の工事発注や分譲における支障となり、特 定建築者(応募者)の事業活動上の地位が損なわれるため (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。